令和７年度第１回

浜　松　市
障害者施策
推進協議会

会議資料

CONTENTS

▶ 議事１　第４次浜松市障がい者計画の進捗状況報告について（総括）・・・・・・１ページ

▶ 議事２　第７期浜松市障がい福祉実施計画及び第３期浜松市障がい児福祉実施計画の
進捗状況報告について （総括）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19 ページ

▶ 議事３　障害者差別解消法に係る浜松市の取組状況について・・・・・・・・・・31 ページ

協議事項１

１　第４次浜松市障がい者計画の進捗状況報告について（総括）

（１）第４次浜松市障がい者計画における基本理念と体系

基本理念

誰もが住み慣れた地域で支え合い、
希望を持って安心して暮らすことができるまち

基本目標

1. 地域で安心して暮らすための地域社会への理解促進
2. 自己決定と自己選択の尊重
3. 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の更なる充実
4. ともに支え、ともに暮らす地域でつながる“輪”づくり

重点施策

1　差別の解消・権利擁護の推進
2　相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実
3　地域生活への移行に向けた体制整備
4　地域における防災対策の推進
5　関係機関と連携したこどもと家庭に対する支援体制の強化

分野別施策

1　理解促進	（１）障がいに対する理解促進 （２）人材育成と活動支援 （３）差別の解消
2　生活支援	（１）権利擁護の推進 （２）相談支援体制の充実 （３）地域生活への移行の促進 （４）地域生活支援の充実 （５）経済的な支援
3　保健・医療	（１）保健・医療、リハビリテーションの充実 （２）精神保健福祉の推進
4　生活環境	（１）福祉のまちづくりの推進 （２）防災対策の推進
5　療育・教育	（１）早期発見・早期療育の推進 （２）発達支援教育の推進 （３）放課後等の支援の充実 （４）卒業後の自立に向けた支援
6　雇用・就労	（１）就労支援と雇用促進 （２）就労支援施設等に対する支援
7　情報・コミュニケーション	（１）情報提供の充実 （２）コミュニケーション保障の推進
8　社会参加	（１）外出支援 （２）地域活動への参加の促進 （３）スポーツ・文化活動、余暇活動の充実

※基本目標、重点施策・分野別施策の番号は優先順位を表すものではありません。

（２）計画の期間

この計画の期間は、令和６（2024）年度から令和 11（2029）年度までの６年間です。

ただし、国の制度改革や社会経済情勢の変化に対し、必要に応じて見直しを行います。

また、一体的に策定する障がい福祉実施計画及び障がい児福祉実施計画の期間は、国が定める基本指針により、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの３年間とします。

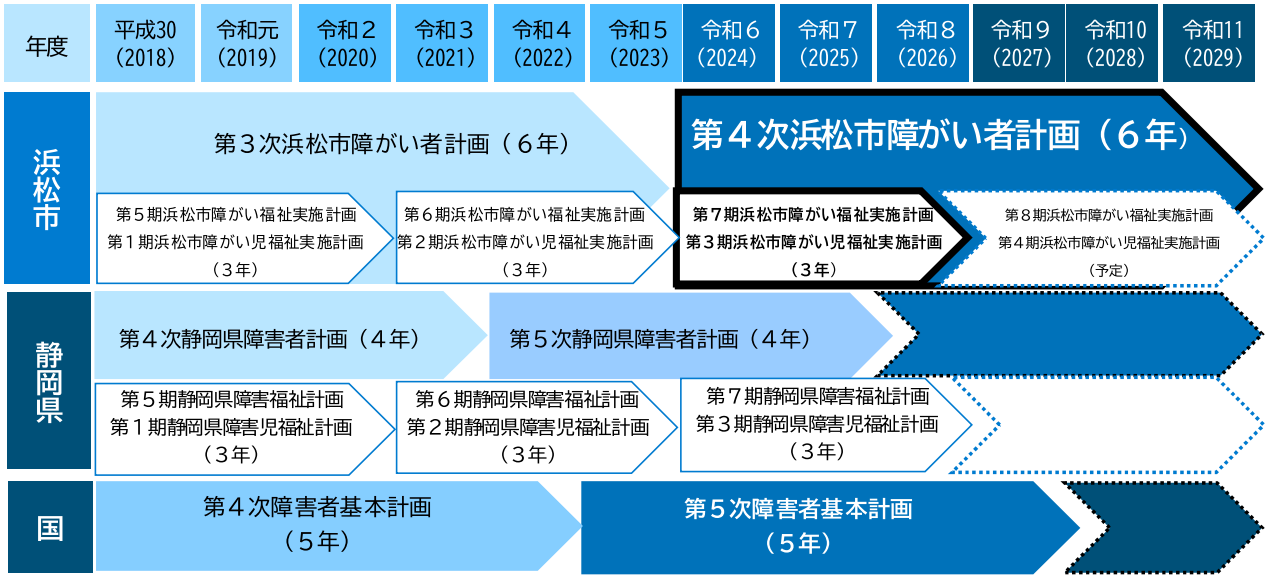

（３）第４次障がい者計画重点施策における進捗報告

１　差別の解消・権利擁護の推進

①　障がいを理由とする差別の解消の推進

【計画目標】

障がいを理由とする差別の解消に向け、市民及び事業者への啓発を進めるとともに、職員に対しても、職員対応要領に基づき適切に対応するための研修を実施します。

また、障がいを理由とする差別に関する相談等について、障害保健福祉課等の相談窓口における対応に加えて、情報共有や差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に進めるため、障害者差別解消支援地域協議会を運営します。

【進捗状況等】

令和６年度主な実績	①ヘルプマーク配布　1,432 枚 ②職員研修の開催　１回（参加者　16 人） ③地域協議会　１回　※浜松市障害者施策推進協議会と共同開催 ④相談窓口での対応　５件
進捗状況	・職員研修は、窓口対応職員及び指定管理者等を対象に開催し、障がいに関する理解・促進を図りました。 ・障害者差別解消支援地域協議会では、相談事例や合理的配慮の好事例及び普及・啓発の取り組みについて共有しました。
評価コメント	・障がいのある人への対応等について、職員対応要領に基づく職員研修を開催し、障害に関する理解・促進を図ることができました。 ・障害者差別解消支援地域協議会では、相談事例及び普及・啓発の取り組みについて共有を行い、体制について検討することができました。

【今後の方向性】

・職員に対し、差別解消法の周知および障がいに対する理解を促進するための研修会の開催を継続します。

・地域協議会において、事例や取組等の情報共有・分析を進めるとともに、障がいを理由とする差別の解消について周知方法等を検討します。

1　差別の解消・権利擁護の推進

② 成年後見制度利用支援の促進

【計画目標】

成年後見制度とは、判断能力が不十分な人の財産や権利を保護するため、本人のための法律行為又は本人による法律行為を助ける人を選任する制度です。成年後見制度を利用したくても、家庭裁判所へ申し立てを行う親族がいない等の理由で制度を利用できない人を支援するため、家庭裁判所へ市長が代理で申し立てを行います。また、後見人報酬の費用負担が経済的に困難な人に対して助成を行います。

また、制度広報・普及、担い手育成や支援者の資質向上、適切な利用に向けた仕組みづくり、地域連携ネットワークの拡充に取り組み、制度の利用促進を図ります。

【進捗状況等】		
	令和6年度主な実績	①成年後見制度にかかる市長による審判の請求　4件 ②後見人等の報酬助成　111件 ③成年後見制度無料相談会　10回（相談件数　36件） ④高齢者・障がい者権利擁護サポート人材養成講座　12回（修了者10人）
	進捗状況	後見人等の報酬助成件数は年々、増加しており、制度に対するニーズも高まる中、必要な支援を行いました。
	評価コメント	・成年後見制度に携わる団体や関係機関との連絡会において、制度に関する意見を聴取し、浜松市における権利擁護支援体制について共に検討することができました。 ・関係機関からの相談に対応し、本人の保護を図るため必要に応じて市長申立を行うことができました。

【今後の方向性】

・ 関係機関からの成年後見制度市長申立の相談に対応し、必要に応じて市長申立を進めます。
・ 専門職による成年後見制度無料相談会を定期的に開催し、制度の普及啓発を図ります。

1　差別の解消・権利擁護の推進

③　関係機関との連携による虐待防止の取り組み

【計画目標】

障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため、医師、弁護士、警察、福祉サービス事業者等の関係機関が出席し、虐待事例や対応状況について情報を共有し、意見交換を行う高齢者・障害者虐待防止連絡会の運営をはじめ、研修会や講演会の開催等、関係機関と緊密に連携し取り組みます。

【進捗状況等】	令和６年度主な実績	①高齢者・障害者虐待防止連絡会　１回（参加者　42 人） ②高齢者・障害者虐待防止講演会　１回（参加者　158 人） ③障害者虐待防止研修会　２回（参加者　95 人）
	進捗状況	医師、弁護士、警察及び福祉サービス事業者等が出席し、虐待事例や対応状況について、情報共有・意見交換を行う虐待防止連絡会を設置し、定期的に開催することにより、連携協力体制を構築することができました。
	評価コメント	研修会や講演会を通じて高齢者等、複合的困難を抱える障がいのある人への虐待の防止及び権利擁護を図ることができました。

【今後の方向性】

- 関係機関における連携協力体制の強化を図るため、高齢者・障害者虐待防止連絡会等を継続します。
- 虐待防止の啓発を目的とした講演会の開催および事業従事者等を対象とした研修会を継続します。

2　相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実

①　重層的な相談支援体制の推進

【計画目標】

障がい者基幹相談支援センターと障がい者相談支援センターの連携のもと、重層的な相談支援体制について、体制の強化を目指します。

一人ひとりの困りごとに応じてきめ細かな相談支援ができるよう、困りごとを包括的に受け止め、単一機関では支援が困難な場合は介護・子育て・生活困窮分野など多機関が協働して支援する相談支援体制や訪問支援（アウトリーチ）により自ら支援につながることが難しい人への支援の充実等を図ります。

また、重層的な相談支援体制の推進における課題等については、障がい者自立支援協議会にて解決に向けた検討をしてまいります。

【進捗状況】		
	令和６年度 主な実績	①重層的支援体制整備事業の実施　庁内研修 1 回、庁内外研修 3 回 ②基幹相談支援センターにおける専門的な助言　530 件 ③障がい者相談支援事業所の運営　7 事業所
	進捗状況	・ 基幹相談支援センターにおいて、困難ケースへの対応及び地域の相談支援事業所への専門的な助言や人材育成を実施しました。 ・ 障がい者相談支援センターでは、多様な障害種別や複雑困難化するケースへの対応や地域課題の抽出及び解決に向けた協議等、地域づくりを実施しました。
	評価コメント	複雑化するケースの増加傾向を踏まえ、各機関の役割や人材育成等の協議を行い、浜松市における相談支援体制の強化を図ることができました。

【今後の方向性】

・ 多機関協働の意識を根付かせ、包括的な相談支援体制の構築を進めます。
・ 障がいのある人の地域における相談支援体制について、複雑化するケースの増加傾向を踏まえ、より良い体制の調整・検討を進めます。

2　相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実

②　地域生活支援拠点等の体制整備

【計画目標】

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、相談、一人暮らしの体験機会、緊急時の対応等、地域生活支援の提供体制のコーディネートを障がい者基幹相談支援センターの機能とし、地域生活支援拠点等の体制を構築します。

【進捗状況等】

令和６年度 主な実績	①緊急時対応事業登録者数　９人 ②ひとり暮らし体験の場の利用件数　３件
進捗状況	・地域生活支援拠点等の整備に向け、障がい者緊急時対応事業ネットワーク会議や自立支援協議会構成員研修会において当事業の周知を図りました。 ・生活支援拠点等検証委員会を開催し、事業の改善に向けて協議を行いました。
評価コメント	障がい者緊急時対応事業やひとり暮らし体験支援事業等を実施し、地域生活支援拠点等としての機能を発揮することができました。

【今後の方向性】

・　地域生活支援拠点事業を継続し、地域の支援体制整備を進めます。
・　地域生活支援拠点等検証委員会において事業内容を検証し、よりよい事業内容へ改善していきます。

2　相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実

③　相談支援専門員の資質向上

【計画目標】

相談支援専門員を対象とした研修について、研修の目的や方法、講師の選定を含めた研修のあり方を改善することで、相談支援専門員の資質向上を図り、質の高いケアマネジメントを提供します。

【進捗状況等】	令和６年度 主な実績	相談支援事業所相談員等の研修の実施　３回（参加者　143 人）
	進捗状況	障がい者等の福祉サービス利用に質の高いマネジメントを提供するため、現場の相談支援専門員からのニーズに対応し、「子どもアセスメントツールの意義と活用」、「５ピクチャーズの理解と活用」、「医療的ケアに関わる支援体制」をテーマとした専門的な研修を企画し、実施しました。
	評価コメント	・ 相談支援専門員からのニーズを的確に捉え、また、専門的な研修を実施することで、資質向上を図りました。 ・ 地域の相談支援専門員等間の連携体制を構築する機会を提供しました。

【今後の方向性】

・ 職能集団である浜松市相談支援専門員連絡会に企画運営を委託し、継続して運営していきます。
・ 現場の相談支援専門員からのニーズに対応し、専門的な研修を実施することで、浜松市における相談支援体制の強化を図っていきます。

2　相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実

④　障がい者自立支援協議会の効果的な運営

【計画目標】

障がいのある人に対する支援体制の整備等の協議を行う障がい者自立支援協議会について、各相談圏域に設置したエリア連絡会で協議を行うことで、身近な地域での支援体制整備に努めます。

また、当事者の抱える課題を協議する場として当事者部会、専門的な見地から調査・研究・提案する場として専門部会を運営し、地域課題の解決やニーズに応じた施策の検討を図ります。

【進捗状況等】

令和６年度主な実績	市全体会、企画会議、専門部会、当事者部会及び浜松市障がい者相談支援センターの圏域ごとに設置しているエリア連絡会において、専門部会やエリア連絡会の活動報告をするとともに、地域課題の把握に向けた検討を行いました。 ■障がい者自立支援協議会専門部会の運営 こども部会　３回、生活部会　３回、就労部会　３回
進捗状況	・市全体会では、専門部会やエリア連絡会の活動について報告及び協議を行いました。 ・各エリア連絡会を開催し、それぞれのエリアごとの地域課題を抽出し、解決に向けた取り組みを実施するとともに、地域の関係機関とのネットワーク構築を進めました。
評価コメント	エリア連絡会や専門部会での協議内容を障がい者自立支援協議会で共有・検討することで、市全体で支援体制の構築と、地域特性に応じた柔軟な施策の検討ができました。

【今後の方向性】

・市全体会とエリア連絡会が連動し、地域における支援体制を構築するとともに課題抽出や解決に向けた取り組みを行います。

3　地域生活への移行に向けた体制整備

①　支援体制の整備

【計画目標】

施設に入所している人や精神科病院等に入院している人が地域生活へ移行した後に、安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、地域の支援者等との連携による支援体制の構築を図り、個別支援へとつなげます。

また、障がい者自立支援協議会の活用により、地域移行に関する課題の共有と解決に向けた検討を行い、より効果的な推進を図ります。

【進捗状況等】	令和６年度主な実績	■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 代表者会議　２回、地域連携ワーキンググループ　11 回 ピアワーキンググループ　８回、実態調査ワーキンググループ　11 回 支援者連携研修　２回
	進捗状況	・ 地域連携 WG では、事例検討会や事例共有会を開催し、医療機関と地域援助事業者の顔の見える連携ができました。 ・ ピア WG では、先進的な取り組みをしている団体との交流会等を開催し、当事者や支援者同士の関係づくりの機会となりました。 ・ 実態調査 WG では、「障がい者相談支援センター及び指定一般・特定相談支援事業所と医療機関及び施設等との連携状況」について調査を通して把握することができ、他のワーキングと情報共有をしました。 ・「多職種連携のための支援者連携研修会」を開催し、顔の見える関係の構築を進めました。
	評価コメント	・ ワーキンググループの実施により、それぞれの機関の支援や役割について相互理解が図られ、連携を深めることができました。 ・ 引き続き、研修会や交流会の開催により、関係機関との連携や当事者同士のつながりの強化に努めていく必要があります。

【今後の方向性】

・ 精神障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、地域の基盤整備を推進します。

3　地域生活への移行に向けた体制整備

②　個別支援の充実

【計画目標】

施設入所中や精神科病院等に入院中から、退所、退院に向けた地域への移行支援を行い、地域の支援体制の充実と一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図ります。

【進捗状況等】

令和 6 年度 主 な 実 績	①地域移行支援サービス利用　 5 件（うち精神障がい者　 3 件） ②地域定着支援サービス利用　95 件（うち精神障がい者　73 件）
進 捗 状 況	・ 地域移行支援は、前年度比＋1 件、地域定着支援は前年度比△5 件に留まりました。
評 価 コメント	・ 地域移行支援・地域定着支援両事業ともに利用件数に伸びは見られませんでしたが、共同生活援助事業（グループホーム）の利用件数は大幅に増加しており、地域生活への移行については、部分的に寄与していることが想定されました。 ・ 引き続き、保健・医療・福祉等を含めた関係機関との連携を強化し、施設や医療機関への事業紹介、利用促進していく必要があります。

【今後の方向性】

・ 誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、地域の基盤整備を推進します。

4　地域における防災対策の推進

①　災害時における支援体制の整備

【計画目標】

災害時に、障がいのある人の心身の状況や複合的に困難な状況に十分配慮した支援がなされるよう、福祉避難所の円滑な開設・運営や在宅避難者への支援等について、関係機関と連携した支援体制を整備します。

【進捗状況等】		
	令和６年度主な実績	既登録の福祉避難所およびマニュアルについて確認を行いました。
	進捗状況	新たな福祉避難所の登録はありませんでしたが、すでに登録されている福祉避難所について、登録情報の確認を行いました。
	評価コメント	訓練実施等を含めて、福祉避難所の指定及び開設・運営マニュアルについて、対象施設とともに確認し、共通認識を図り、支援体制を整備していく必要があります。

【今後の方向性】

訓練の実施や、協定締結施設等からの意見を基に、災害発生時に、障がいのある人へ必要な支援や配慮が提供できるよう、引き続き、市民・地域・市の連携による支援体制の整備・充実に努めます。

4　地域における防災対策の推進

②　個別避難計画の策定支援

【計画目標】

浜松市地域防災計画に基づき、本人の同意のもと市が災害時避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供します。避難支援等関係者は、一人ひとりの環境やニーズに合った個別避難計画の策定率 100%の早期実現を目指し、災害時における地域の支援を推進します。

【進捗状況等】	令和６年度主な実績	避難行動要支援者の同意者名簿を地域（自治会・民生委員）へ配布し、より実効性のある個別支援計画の作成に向け、福祉専門職との連携の具体化について、意見交換するなどの調整を行いました。 ■要支援者と支援者とのマッチング率　81.40%
	進捗状況	避難行動要支援者名簿（同意者名簿）を作成し、避難支援等関係者に提供するとともに、個別避難計画の作成を依頼し、災害時における地域の支援体制の構築を進めました。
	評価コメント	実効性のある個別避難計画策定に向け、福祉専門職との意見交換を行うことで、現状と課題が明らかになったことから、引き続き、災害時における地域の支援体制の構築について、整備する必要があります。

【今後の方向性】

- 自治会が抱える疑問や課題を聞き取り、必要に応じて制度の整備をします。
- 当制度の理解を深めてもらえるよう自治会長等に丁寧な説明をするとともに、マッチング率が低い地区に対して伴走型支援を実施します。
- 実効性のある個別支援計画の策定のため、福祉専門職との連携等モデル事業に取り組みます。

4　地域における防災対策の推進

③　避難支援対策の推進

【計画目標】

災害時に、障がいのある人が安心して避難できるよう、地域の防災訓練への参加の必要性を周知し、訓練への参加を促進します。

また、災害時に適切な支援や配慮ができるよう、福祉施設や災害派遣福祉チームなどと共同で防災訓練を実施し、そこで得た課題について福祉避難所や避難支援等関係者と共有します。

【進捗状況等】

令和 6 年度主な実績	①地域防災訓練での要支援者参加者数　400 人 ②地域防災訓練で要支援者が参加している自主防災隊数　61 団体
進捗状況	令和 6 年度地域防災訓練実施要領において、積極的な実施を推奨する重点実施項目に「避難行動要支援者の所在の把握と支援方法の確認」を設定し、自主防災隊に訓練実施を依頼しました。
評価コメント	・ 自主防災隊と避難行動要支援者及びその関係者との関係が、新型コロナウイルス感染症等の影響で希薄となる状況であったが、自主防災組織の活動もコロナ禍前に戻りつつあることから、参加者数を増やすための機会を捉え、引き続き、顔の見える関係の構築を促進する必要があります。 ・ 災害時避難行動要支援者名簿の作成から 10 年が経過することから、災害時に適切な支援を行えるよう、改めて、自助・共助の意識の啓発について周知する必要があります。

【今後の方向性】

・ 避難行動要支援者への支援の重要性について、啓発を継続します。
・ 申請から 10 年を経過した要支援者に対し、地域への防災訓練の参加の必要性について周知します。

5　関係機関と連携したこどもと家庭に対する支援体制の強化

①　相談支援の充実

【計画目標】

子育ての不安や悩み、就学や進路に関する相談など身近な地域で必要な相談支援を受けることができるよう、体制を整備します。

また、医療的ケア児や重症心身障がい児及びその家族を支援するため、医療的ケア児等相談支援センターによる専門的な相談支援や情報提供等を行い、地域で安心して生活できるよう、関係機関が連携した支援体制の構築を図ります。

【進捗状況等】

令和６年度主な実績	①研修参加者の満足度　85.6% ②医療的ケア児等相談支援センター相談件数 本人・家族　358 人、関係機関　1,195 件 ③医療的ケア児等相談支援センター連携・調整件数　39 件
進捗状況	・ 専門性の向上のための発達支援教育に関する研修や教職員のキャリア段階に応じた研修を計画的に実施しました。 ・ 令和６年４月１日に設置した、医療的ケア児等相談支援センターによる専門的な相談支援を行いました。当センターへは、相談支援事業所や保健師からの相談が多く寄せられました。 ・ 地域の支援体制を整備するため、学校や訪問看護ステーションなどの関係機関と調整を行いました。
評価コメント	・ 発達支援教育に関する研修では、参加者の満足度の高い内容とすることができました。 ・ 医療的ケア児や重症心身障がい児及びその家族からの相談に応じ、必要な支援やサービスに繋げることができました。

【今後の方向性】

・ 発達支援教育に関する専門的な研修を引き続き実施するとともに、障がいに対する理解を深め、適切な支援や指導力の向上を図ります。
・ 医療的ケア児等相談支援センターの更なる周知を図り、医療的ケア児や重症心身障がい児及びその家族が地域で安心して生活できるよう必要な支援体制を検討します。

5　関係機関と連携したこどもと家庭に対する支援体制の強化

②　地域における支援の充実

【計画目標】

地域の保育所や幼稚園等の職員、教職員のスキルアップのための研修を関係機関と連携して実施することにより、保育所や幼稚園等による早期療育体制の強化や障がいへの理解、適切な指導力の向上を図り、できる限り身近な地域でこどもを育てられる環境づくりを進めます。

また、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの専門的支援のノウハウを広く提供することで支援内容の充実を図り、身近な地域で障がいのあるこどもを支援することを目指します。

【進捗状況等】	令和６年度主な実績	①研修の実施回数（ルピロ）　14 回 ②保育所等巡回支援事業（巡回施設数）　延 696 カ所 ③保育所等巡回支援事業（支援した園児・児童数）　延 1,512 人
	進捗状況	・ 児童発達支援センターが実施する保育所等巡回支援事業が認知され、継続利用する園が増えた。 ・ 放課後児童会からの巡回希望が増え、訪問回数を増やすことができた。
	評価コメント	・ 継続して保育所等と巡回する中で、実際に園の先生の質の向上が実感できた。 ・ 市内の保育園、幼稚園及び認定こども園等に勤務している保育士・幼稚園教諭、放課後児童会支援員等に向け、広く、研修機会を設け、全体の対応力向上を図ることができた。

【今後の方向性】

・ 発達障がいに関する知識を有する支援者が増えるよう引き続き必要な研修を実施します。また、実情やニーズに沿った研修内容となるよう、受講対象者や研修内容について検討していきます。
・ ５ 歳児健診を見据え、すべての園に巡回を実施するとともに、家族支援や園体制の支援を継続します。

5　関係機関と連携したこどもと家庭に対する支援体制の強化

③　関係機関との連携の強化

【計画目標】

保護者をはじめ、保健、医療、福祉、保育、教育、労働等の関係機関と市が連携し、こどもの発達にかかわる情報を共有するとともに、各ライフステージにおいてこどもの情報を引き継ぎ、家庭と保健、医療、福祉、教育機関が連携した切れ目のない一貫した適切な支援を行うことにより、こどもや家庭に対するつながりのある支援の推進を図ります。

【進捗状況等】		
	令和 6 年度 主 な 実 績	①かけはしシート引継ぎ児数　408 人 ②発達障害者支援地域協議会の開催回数　4 回
	進 捗 状 況	・ 児童発達支援事業所が直接、学校に出向き、効果的に情報の引継ぎを行った。 ・ 学校におけるかけはしシートの周知度が高まる中、複数の児童発達支援事業所を利用する児童が増えたことから、引継ぎを同時に行うなど工夫して実施した。
	評 価 コメント	・ 児童発達支援事業所と連携し、かけはしシートを活用した引継ぎにより、支援に活かすことができた。 ・ 発達障害者支援地域協議会では、発達障害者への支援体制について協議を行い、特に、若者年代への支援について協議し、現状と課題が明らかになった。

【今後の方向性】

- 複数の児童発達支援事業所を利用する児童も増えたことから、効果的に情報の引継ぎができるよう検討します。
- 発達障害者支援地域協議会を開催し、発達障害者支援の課題解決に向け、検討を進めていきます。
- 浜松市発達相談支援センター「ルピロ」内に、発達障害者地域支援マネジャーを配置し、関係機関との連携を強化します。

２ 第７期浜松市障がい福祉実施計画の進捗状況報告について

１ 令和６年度の目標値に対する実績

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行

考え方

- 本人が希望する地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活への移行を推進します。
- 令和 8（2026）年度末までに、施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を目標値として設定します。

実　績

施設入所者の地域生活への移行の実績と目標

（単位：人）

項目	第 6 期計画			第 7 期計画				達成率
	実績			実績	目標			
	R3	R4	R5	R6	R6	R7	R8	
地域移行者数	22	27	30	21	累計で 45 人			46.7%
施設入所者数	665	664	670	678	R8 末で 675 人			（※1） 99.6%

（※1）施設入所者数達成率＝目標値÷R6 実績値

コメント

- 令和 6 年度の地域移行者数は 21 人で、うちグループホームへの移行者は 3 人、自宅への移行者は 11 人でした。
- 施設入所者の高齢化や重度化が進んでいることから、地域移行を推進するために必要な支援体制の検討を進めてまいります。
- 障がい者の重度化・高齢化に対応することができる日中サービス支援型のグループホームの整備が進んできているほか、施設入所者等が地域での自立生活を体験できる場を設ける等地域生活への移行を推進できるよう取組みを行っていきます。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

考え方

- **精神障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるよう、保健、医療、福祉などの支援者の連携による支援体制づくりに取り組みます。**

実　績

- 地域の保健・医療・福祉関係者の協議の場として、「浜松市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会」において、年 2 回の代表者会議、月 1 回の企画会議を開催しました。
- 地域課題に応じたワーキンググループ（地域連携、ピア、実態調査）を開催し、精神障がいのある人の地域生活支援の仕組みづくりや関係機関との相互理解・連携強化のために、必要な調査や交流会などを行いました。
- また、保健・医療・福祉などの関係機関職員が参加する研修会を開催し、関係機関の日常的な連携づくりを行いました。

コメント

- 令和 2 年度に設置した「浜松市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会」では、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じ、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービスや介護保健の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制を構築してきました。
- 今後も、精神障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者、家族、保健、医療、福祉、教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

（３）地域生活支援の充実

考え方

- 障がいのある人が安心して地域で生活できる体制を整備します。
- 緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制の整備、家族状況や本人の将来を見据えた適切な生活の場への移行支援、地域の様々な社会資源による連携体制の構築等を行います。
- 地域生活支援拠点事業の内容について、自立支援協議会で検証・検討します。
- 強度行動障がいを有する者への支援体制として、障がい者自立支援協議会に強度行動障害支援ワーキングを設置し、実態調査や支援体制の検討を行います。

実　績

項目	実績	目標			達成率
	R6	R6	R7	R8	
コーディネーターの配置人数	5	5	5	5	100.0%
地域生活支援拠点検証及び検討の実施回数	2	2	2	2	100.0%

- 障がいのある人が「親なき後」も安心して地域で生活できる体制を整備するため、相談、緊急時対応、人材育成、体験の機会の場の提供及び地域の体制づくりの 5 つの機能を有する地域生活支援拠点等の整備について、基幹相談支援センターへ委託し実施してきました。また、事業内容の検証を目的に、地域生活支援拠点等検証委員会を設置しました。
- 緊急時対応事業ネットワーク会議を開催し、障がい者に対する緊急時対応や地域生活を送る上での支援体制の整備に関し、関連する事業所のネットワーク構築を図りました。

コメント

- 地域生活支援拠点等の整備にあたり、拠点コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。
- 今後は市全体を見据えた取組に加え、各障がい者相談支援センターによるエリア毎の取組により、地域のニーズに合わせた支援体制の充実を図ってまいります。

（４）福祉施設から一般就労への移行

考え方

- 自立支援の観点から、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、就労支援施設等から一般就労への移行を推進します。
- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和 8（2026）年度中に就労支援施設等から一般就労へ移行する人の数を目標値として設定します。
- 一般就労への移行後の就労定着を図るため、就労定着支援事業の利用を促進します。

実　績

就労支援施設等から一般就労への移行の実績と目標（単年度）

（単位：人）

項目	第 6 期計画			第 7 期計画				達成率
	実績			実績	目標			実績/目標
	R3	R4	R5	R6	R6	R7	R8	
一般就労への移行者数（単年度実績）	176	179	241	239	R8 末で 242 人			98.8%

コメント

- 就労移行支援 175 人、就労継続支援Ａ型 23 人、就労継続支援Ｂ型 36 人、自立訓練 5 人、計 239 人が通所福祉施設から一般就労へ移行しました。
- 今後も雇用が促進されるよう就労支援機関との連携を図り、就労支援施設等から一般就労への移行促進を図ってまいります。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

考え方

- 障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援等の充実を図っていきます。
- 各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが必要であり、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、体制を整備していきます。

実　績

（単位：事業所）

項目	実績			目標数
	R6	R7	R8	
児童発達支援センター数	5			1か所以上
保育所等訪問支援事業所数	10			必要数
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	2			必要数
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	5			必要数

- 医療的ケア児等支援協議会において、災害時支援の課題があがったことを受けて、令和 4 年度から、医療的ケア児等災害ワーキングを立ち上げ、災害時の対応について検討を行っております。令和 6 年度は安否確認システムにて震度 6 弱以上の地震発生の際、自動発信できるよう設問の設定を行うと共に、管理者権限を医療的ケア児等相談支援センターの職員も追加しました。また、医療的ケア児者とその家族との意見交換会も開催し、意見を伺うことで現状把握に努めました。
- 令和 6 年度から医療的ケア児等相談支援センターを設置し、医療的ケア児等の地域支援体制の整備を図りました。

コメント

- 新規開設を希望する事業者に対しては、指定基準等を十分に理解したうえで事業を実施するよう指定申請時に指導を行い、サービスの質を確保するように努めます。
- 医療的ケア児等の災害時の対応について、必要な資機材の備蓄の呼びかけや電源の確保手段、適切な避難のあり方を始め、様々な課題を抱えております。
- 医療的ケア児等支援協議会において、課題の対応策について検討を行うとともに、障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるよう、浜松市医療的ケア児等相談支援センターと共に支援体制の整備を図ってまいります。

（６）相談支援体制の充実・強化等

考え方

- 地域の相談支援体制を強化するため、総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターが、総合的・専門的な相談対応や地域の相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化の役割を担います。
- 自立支援協議会において、基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターとともに、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。

実　績

相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実績と目標

（単位：件）

項目	第７期計画				達成率 実績/目標
	実績	目標			
	R6	R6	R7	R8	
主任相談支援専門員の配置数	3	1	1	1	300.0%
基幹相談支援センターによる指導・助言件数	530	550	550	550	96.4%
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数	61	80	80	80	76.3%
基幹相談支援センターによる相談機関との連携強化の実施回数	195	250	250	250	78.0%
基幹相談支援センターによる支援内容検証の実施回数	42	7	7	7	600.0%
事例検討実施回数	4	28	28	28	14.3%
事例検討会参加事業者数	30	140	140	140	21.4%
協議会の専門部会設置数	3	3	3	3	100.0%
協議会の専門部会実施回数	9	6	6	6	150.0%

コメント

- 社会情勢や地域情勢等の変化により、ニーズが多様化・複雑化しています。
- 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談対応や地域の相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化を継続して実施していきます。
- また、基幹相談支援センターを中核とした障害者相談支援事業所の有機的連携のもと、より効果的・積極的な相談支援体制の強化を図っていきます。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組体制の構築

考え方

- 障害福祉サービス利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行う体制を構築します。
- 障害福祉サービス等に係る研修に市担当職員が参加し、障害福祉サービスの理解を深めます。
- 障害者自立支援審査支払等システム等による請求に関する審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有することで、課題解決等についての情報交換を行う体制を構築します。
- 障害福祉サービス等事業所に対する指導監査を適正に実施し、その結果を自治体と共有し、課題や解決等の情報交換を行うことでサービスの質の向上を図ります。

実　績

項目	実績	目標			達成率
	R6	R6	R7	R8	実績/目標
相談支援従事者初任研修	2	8	8	8	25.0%
障害支援区分認定調査員研修	11	14	14	14	78.6%
障害者自立支援審査支払等システム等による分析結果を共有する回数	2	2	2	2	100.0%
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業所に対する指導監査結果を共有する回数	2	2	2	2	100.0%

- 厚生労働省が実施する自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とした障害福祉関係指導監督従事職員向け研修に参加しました。
- また、請求審査に関する他市町村との意見交換会や静岡県、静岡市と障害福祉事業者指導連絡会を開催し、指導監査結果の共有などにより指導監査の質の向上等に努めました。

コメント

- 令和６年度障害福祉サービス等の報酬改定について、事業者が改定事項に適切に対応できているか、運営指導等により確認します。
- 今後も引き続き、障害福祉サービス等の質の向上のため、国等が実施する研修や講座への参加や関係自治体との情報共有などの取組みを実施します。

2 サービスの見込量に対する実績

（１）障害福祉サービス

実　績

利用者数の実績

（単位：件（3 月実績））

項目		第 6 期計画			第 7 期計画				実績率 実績/見込
		実績			実績	見込			
		R3	R4	R5	R6	R6	R7	R8	
訪問系サービス		1,051	1,134	1,194	1,240	1,279	1,360	1,448	97.0%
	居宅介護	875	938	1,008	1,047	1,050	1,111	1,175	99.7%
	重度訪問介護	44	49	45	49	68	81	95	72.1%
	同行援護	119	130	126	129	137	140	144	94.2%
	行動援護	13	17	15	15	24	28	34	62.5%
日中活動系サービス		4,665	4,915	5,196	5,441	5,215	5,388	5,560	104.3%
	生活介護	1,613	1,648	1,709	1,779	1,719	1,756	1,794	103.5%
	自立訓練（機能訓練）	37	36	27	11	49	56	65	22.4%
	自立訓練（生活訓練）	77	94	88	116	85	85	85	136.5%
	就労選択支援	－	－	－	－	－	12	12	－
	就労移行支援	321	327	328	334	372	396	423	89.8%
	就労継続支援（A 型）	612	687	727	697	731	754	778	95.3%
	就労継続支援（B 型）	1,384	1,401	1,500	1,626	1,483	1,525	1,569	109.6%
	就労定着支援	139	153	197	217	174	186	198	124.7%
	療養介護	107	107	112	111	119	125	132	93.3%
	短期入所	375	462	508	550	483	493	504	113.9%
居住系サービス		1,286	1,413	1,533	1,663	1,507	1,560	1,617	110.4%
	自立生活援助	1	1	1	0	2	2	2	0.0%
	共同生活援助	592	706	828	960	796	848	903	120.6%
	宿泊型自立訓練	28	31	25	25	34	35	37	73.5%
	施設入所支援	665	675	679	678	675	675	675	100.4%
相談系サービス		5,827	6,102	6,368	6,779	6,693	7,010	7,342	101.3%
	計画相談支援	5,708	5,999	6,280	6,679	6,589	6,905	7,236	101.4%
	地域移行支援	7	4	4	5	4	4	4	125.0%
	地域定着支援	112	99	97	95	100	101	102	95.0%

コメント

- 令和 6 年度における実績としては、引き続き障害福祉サービス利用者数は増加傾向にあり、全般的には計画の目標値を上回る結果となりました。
- その中でも、就労継続支援 B 型と、共同生活援助（グループホーム）の前年度比伸び率が顕著であり、目標値に対する実績値についての伸び率も大きなものになっています。
- 背景としては、精神障害者の利用者の増加に伴い就労系サービスのニーズが増加していること、介護者の高齢化等の要因による一人暮らしが困難な障害者の増加に伴い、共同生活援助（グループホーム）のニーズが増加していること及び、その受け皿である共同生活援助事業所数（定員数）が増加しているものと推測されます。
- 計画相談支援給付の利用者についても、サービスの伸び率に合わせて増加傾向にありますが、サービス利用者に対する計画相談支援の実施率は、ほぼ 100%を維持できています。
- 今後も障害者の増加、介護者の高齢化等の要因に伴い、障害福祉サービス利用者数は増加していくことが予測されます。

（２）地域生活支援事業

実　績

項目		第６期計画			第７期計画				実績率
		実績			実績	見込			実績
		R3	R4	R5	R6	R6	R7	R8	／見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	100.0%
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	100.0%
相談支援事業	相談件数	39,664	38,021	39,686	37,672	37,083	37,528	37,978	101.6%
基幹相談支援センター	設置数	1	1	1	1	1	1	1	100.0%
相談支援センター	設置数	6	6	6	7	7	7	7	100.0%
成年後見制度利用支援事業	件数	86	95	101	115	102	108	114	112.7%
市長申立件数	申立件数	6	4	10	4	10	10	10	40.0%
報酬費助成件数	助成件数	80	91	91	111	92	98	104	120.7%
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	100.0%
意思疎通支援事業	派遣件数	1,057	1,099	1,269	1,129	1,260	1,260	1,260	89.6%
手話通訳者派遣事業	派遣件数	1,025	1,052	1,204	1,086	1,200	1,200	1,200	90.5%
要約筆記者派遣事業	派遣件数	32	47	65	43	60	60	60	71.7%
日常生活用具給付事業	給付件数	16,769	16,861	16,419	16,726	17,336	17,647	17,958	96.5%
介護・訓練支援用具	給付件数	40	45	35	42	45	45	45	93.3%
自立生活支援用具	給付件数	75	78	91	143	75	79	83	190.7%
在宅療養等支援用具	給付件数	140	93	84	96	112	116	120	85.7%
情報・意思疎通支援用具	給付件数	691	702	698	684	775	790	805	88.3%
排せつ管理支援用具	給付件数	15,800	15,924	15,496	15,748	16,307	16,595	16,883	96.6%
居宅生活動作補助用具	給付件数	23	19	15	13	22	22	22	59.1%
奉仕員養成研修事業	修了者数	9	85	73	69	65	65	65	106.2%
手話	修了者数	1	82	70	65	60	60	60	108.3%
要約筆記	修了者数	8	3	3	4	5	5	5	80.0%
移動支援事業	利用者数	335	353	390	419	395	417	440	106.1%
地域活動支援センター	設置数	6	6	6	7	7	7	7	100.0%
	利用者数	14,165	14,299	15,061	13,855	15,642	16,842	16,842	88.6%

項目		第6期計画			第7期計画				実績率
		実績			実績	見込			実績
		R3	R4	R5	R6	R6	R7	R8	／見込
発達障害者支援ｾﾝﾀｰ運営事業	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	100.0%
	支援件数	5,409	5,357	5,704	4,984	5,100	5,100	5,100	97.7%
	助言回数	976	990	426	354	800	800	800	44.3%
ペアレントプログラム等の支援プログラム	受講者数	36	33	25	39	40	40	40	97.5%
	実施者数	2	2	2	3	2	2	2	150.0%
障害児療育支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	100.0%
意思疎通支援者の養成研修									
手話・要約	修了者数	19	21	23	14	25	27	29	56.0%
盲ろう	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	100.0%
失語症	修了者数	2	2	11	1	4	4	4	25.0%
意思疎通支援者の派遣事業									
手話・要約	利用件数	4	8	12	9	15	15	15	60.0%
盲ろう	利用者数	529	365	401	596	450	450	450	132.4%
発達障害者支援地域協議会	開催数	2	2	2	2	2	2	2	100.0%
訪問入浴サービス事業	利用者数	42	49	53	58	51	52	52	113.7%
	利用回数	3,361	3,720	3,918	4,111	3,859	3,935	3,935	106.5%
日中一時支援事業	利用者数	528	539	628	631	560	571	582	112.7%
ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ教室開催等事業	実施回数	0	0	1	1	1	1	1	100.0%
芸術・文化講座開催等事業	実施回数	0	2	1	1	2	2	2	50.0%
点字・声の広報等発行事業	利用者数	190	190	190	190	190	190	190	100.0%

コメント

● 相談支援事業について、相談体制を見直し、令和6年度から、市内を7つの圏域に分け、圏域内の障がいのある人が安心した地域生活を継続できよう支援体制の整備を図りました。相談件数はやや減少しましたが、複合的な課題を抱える困難相談が増え、より多角的な支援が求められることから、関係機関との支援体制の整備を図ってまいります

3 第３期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況報告について

1 サービスの見込量に対する実績

（１）児童福祉法に規定するサービス

実　績

利用者数の実績

（単位：件（3 月実績））

項目	第 2 期計画			第 3 期計画				実績率 実績/見込
	実績			実績	見込			
	R3	R4	R5	R6	R6	R7	R8	
障害児通所支援	4,166	4,494	4,844	5,202	5,013	5,298	5,608	103.8%
児童発達支援	1,332	1,460	1,600	1,764	1,738	1,896	2,068	101.5%
放課後等デイサービス	1,993	2,069	2,180	2,309	2,238	2,328	2,428	103.2%
保育所等訪問支援事業	839	962	1,062	1,126	1,032	1,069	1,107	109.1%
居宅訪問型児童発達支援	2	3	2	3	5	5	5	60.0%
障害児入所支援	63	62	61	64	72	72	72	88.9%
福祉型	40	46	38	42	46	46	46	91.3%
医療型	23	16	23	22	26	26	26	84.6%
障害児相談支援	4,317	4,776	5,137	5,255	5,306	5,592	5,894	99.0%

コメント

- 児童福祉法に規定するサービスの利用者数は増加傾向にあり、全体としては見込みを上回る実績となりました。今後も利用者数は増加していくことが予測されます。
- 前年度比較においては児童発達支援の伸びが顕著であり、早期療育等のニーズが高まっていることがうかがえます。
- また、保育所等訪問支援事業の利用者も大きく増加しており、障害児通所施設と保育所等の連携による児童にとってより適切な環境整備が期待されます。

障害者差別解消法に係る浜松市の取組状況（障害者差別解消支援地域協議会）

〇障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（平 25 法律 65）

障がいのある人もない人も、すべての人がお互いの人格や個性を尊重しながらともに生活できる社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消を目指す。

【参考】障害者差別解消法の一部改正について

障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。（公布：令和３年６月４日、施行：令和６年４月１日）

〇障害者差別解消支援地域協議会（障害者差別解消法第 17 条第１項）

地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして設置。

１　差別解消に向けた啓発及び研修

(1) 障がいを理由とした不当な差別解消に向けた啓発活動

・啓発用リーフレットの作成・配布
・出前講座等による周知啓発

(2) 市職員に対する研修

・窓口対応職員に対する研修（R7.1.16　参加者 16 人）

２　相談状況

(1) 相談件数

（単位：件）

区分	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	その他	計
地方公共団体による	0	1	0	1
民間企業による	2	2	0	4
その他	0	0	0	0
計	2	3	0	5

(2) 相談内容と対応

ア　相談者：その他（肢体不自由）、相談分野：社会参加

【相談内容】
　コンサートで車いす席を最後列にしか用意しないのは差別ではないか。対象会場では、通常、最前列にも車いす席が用意される。

【対　　応】
　公演の問合せ窓口へ確認。確認結果を相談者へ報告。本人には問合せ窓口への連絡を依頼。

イ　相談者：本人（精神障がい）、相談分野：生活環境

【相談内容】
　不動産会社より、精神障害のためとの理由で、物件を断られた。これは明らかに差別ではないか。

【対　　応】
　市から相手方に話をしてしまうと本人が特定されてしまうため、今回は承知のみでお願いしたいとの希望のため傾聴のみ。

ウ　相談者：本人（聴覚障がい）、相談分野：雇用・就労

【相談内容】
　就労先より、差別的な扱いをされている。自分以外の人が分かっている情報が自分には入ってこない。教えてもらえない。

【対　　応】
　相談者に確認結果を報告。また、職場で働くにあたっての障害を理由とする差別的取扱いについての相談のため、相談窓口はハローワークであることを伝える。

エ　相談者：本人（精神障がい）、相談分野：雇用・就労

【相談内容】
　入所当初は、一般雇用で入り働いていたが、途中で自身に障害があることを会社へ申し出た。その後、休職復職を繰り返しているが、今更合理的配慮について、会社に伝えてはいけないのか。

【対　　応】
　傾聴・助言、合理的配慮の定義について説明。

オ　相談者：本人（精神障がい）、相談分野：療育・教育

【相談内容】
　子が現在専門学校へ通っている。今年の夏に実習があったが、子は障害があるにも関わらず、学校より合理的配慮がされていなかった。また、実習判定が不当となった。

【対　　応】
　相談者に、学校に事実確認をしたこと、合理的配慮の提供の説明をしたことを報告。

実習不当判定について、学校側に確認をすること、何に配慮してほしいか具体的に伝えるよう助言した。

(3) 相談者、相談方法等の推移

相談者	R5 (A)	R6 (B)	増減 (B-A)
本人	5	4	△ 1
家族	0	0	0
福祉事業所	0	0	0
福祉団体	0	0	0
企業	0	0	0
行政	0	0	0
その他	1	1	0
合計	6	5	△ 1

相談方法	R5 (A)	R6 (B)	増減 (B-A)
来庁	4	2	△ 2
電話	2	3	1
ＦＡＸ	0	0	0
メール	0	0	0
手紙・書面	0	0	0
市長へのご意見箱	0	0	0
その他	0	0	0
合計	6	5	△ 1

障害種別	R5 (A)	R6 (B)	増減 (B-A)
視覚障がい	0	0	0
聴覚障がい	3	1	△ 2
言語障がい	0	0	0
肢体不自由	0	1	1
内部障がい	0	0	0
知的障がい	0	0	0
精神障がい	1	3	2
発達障がい	1	0	△ 1
高次脳機能障がい	0	0	0
難病	0	0	0
その他	1	0	△ 1
不明	0	0	0
合計	6	5	△ 1

性別	R5 (A)	R6 (B)	増減 (B-A)
男	2	1	△ 1
女	4	3	△ 1
不明	0	1	1
合計	6	5	△ 1

差別の主体	R5 (A)	R6 (B)	増減 (B-A)
地方公共団体による	2	1	△ 1
民間企業による	4	4	0
その他	0	0	0
合計	6	5	△ 1

差別の種類	R5 (A)	R6 (B)	増減 (B-A)
合理的配慮の不提供	2	3	1
不当な差別的取扱い	0	2	2
その他	4	0	△ 4
合計	6	5	△ 1

相談分野	R5 (A)	R6 (B)	増減 (B-A)
福祉サービス	0	0	0
医療	1	0	△ 1
商品販売及びサービス	1	1	0
労働及び雇用	2	2	0
教育	0	1	1
建築物の利用	0	0	0
公共交通機関の利用	0	0	0
不動産取引	0	0	0
情報の提供	0	0	0
意思表示の受領	0	0	0
行政	2	1	△ 1
他機関からの相談	0	0	0
その他	0	0	0
合計	6	5	△ 1

対応	R5 (A)	R6 (B)	増減 (B-A)
傾聴	0	1	1
情報提供・助言	6	4	△ 2
他機関への取次・斡旋	0	0	0
その他	0	0	0
合計	6	5	△ 1